平成２２年（フ）第１９５６号
京都市南区西九条島町25番地　九条マンション305号
債務者　久津摩剛敏
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６５号
京都市上京区智恵光院通上長者町下る下山里町243番地　ベルスーズ西陣401号
債務者　原田スエ子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８３号
京都市左京区北白川琵琶町７番地１
債務者　濵田　美代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
松江市東朝日町115番地１　コーポユアサ202号
債務者　原田美與志
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
広島県江田島市沖美町畑１番地８
債務者　濱崎　友嗣
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２０４号
広島県呉市音戸町波多見４丁目９番20号
債務者　濱田千賀子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２０６号
広島県呉市阿賀南１丁目７番37―505号
債務者　古本　澄江
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２０７号
広島県呉市安浦町内海北２丁目６番16号
債務者　中田むつ子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３３号
沖縄県石垣市字大川539番地
債務者　宮良　正修
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２５６号
福島県いわき市泉町２丁目２番地の17、前住所福島県いわき市泉玉露５丁目７番地の９　クレストN201
債務者　鈴木　敏行
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３１５号
富山市水橋中村町２―２　市営水橋中村団地１号棟208号　小森テル方、住民票上の住所　富山県滑川市領家町47番地２
債務者　土井　照美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８８号
長野市篠ノ井岡田1335番地
債務者　西澤　二郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
長野市篠ノ井岡田1335番地
債務者　西澤志津子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
長野市丹波島３丁目862番地２　ラグラスＡ棟102号室
債務者　澤山　孝一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
兵庫県伊丹市南野２丁目４番16号、前住所大阪市西淀川区福町２丁目11番20号
債務者　関本　美奈
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４８号
兵庫県宝塚市安倉中３丁目11番６号
債務者　植久造園こと　田中　安宅
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７３号
兵庫県川西市萩原台東１丁目15番地、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目26番地７
債務者　牧野　清孝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部